

国自旅第266号  
平成28年12月27日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。

このため、平成28年4月に策定した「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

については、今後下記要領に基づき調査することとしたので、管内運輸支局等に周知されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

## 記

### I 共通事項

- ① 調査対象：特定地域等の全事業者
- ② 調査対象期間：毎年4月1日～3月31日までの間、もしくは年度末時点（「賃金の改善度」については、別に定める期間）
- ③ 報告期限：本省あて毎年6月末日
- ④ 公表時期：毎年8月（平成29年度以降）
- ⑤ 公表の方法：地域のタクシー協会は、特定地域等の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表。国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめ、ホームページで公表。

## II フォローアップの内容

### 1 適正化事業について

#### (1) 減車、休車、営業方法の制限、実働率の状況

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：当該期間における減車等台数・実働率

※輸送実績報告書に基づき、集計の上報告すること。

#### (2) 労働環境改善に向けた取組状況

##### ① 特定地域等指定基準に基づく指標

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：

- ・日車営収の改善度
- ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
- ・実働実車率の改善度
- ・赤字事業者車両数シェアの改善度

※輸送実績報告書・事業報告書に基づき、集計の上報告すること。

##### ② 賃金の改善度

調査対象期間：2月～4月の3ヶ月間

調査項目：運転者給与支払総額、運転者総労働時間、総売上 等

※別紙様式1により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ③ 運転者負担の解消割合

調査対象期間：年度末時点

調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服代、黒タク乗務料、回送時の高速料金、公共的割引料金 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ④ 平均車齢の改善度

調査対象期間：年度末時点

調査項目：平均車齢

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ⑤ キャリアパスの明示・スキル評価の有無

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面での評価の有無、採用者数、採用者平均年齢、離職者の平均勤続年数 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

## 2 活性化事業について

### (1) 評価指標

調査対象期間：年度末時点  
調査項目：以下の項目毎に目標値の設定を前提

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

以下、設定することが望ましい項目

- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

### (2) 計画的な活性化の促進

各協議会は、活性化の取組を計画的に進めるため、項目毎に目標値を設定し、調査結果の検証と新たな目標を設定し、6月末までに国土交通省に報告する。なお、本報告は地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができることとする。

新たな目標（項目の追加、目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。

協議会の存する地域のタクシー協会は、新たな目標の設定等に関する協議会の開催に際し、時間的余裕を持って調査結果を協議会に報告する。

## 3 評価手法

### (1) 地域の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 全国における特定地域等の平均値に対する各特定地域等の値を比較し評価する。

### (2) 個別事業者の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 地域の平均値に対する各事業者の値を比較し評価する。

#### 4 公表の内容・方法

##### (1) 地域のタクシー協会の場合

- ・地域のタクシー協会は、国土交通省の集計結果をもとに、管内の状況について特定地域等毎に公表する。
- ・(2)により優良事業者としての評価を受けた事業者の実績を公表する。

##### (2) 国土交通省の場合

- ・国土交通省は、1(1)、(2)、2(1)の各項目について、全国の平均値とともに、特定地域等毎に地域の平均値を公表する。なお、本調査の実施にあたり協力が得られなかった事業者があった場合は、当該地域における協力が得られなかった事業者数を合わせて公表する。
- ・全ての項目において、地域の平均値を上回り、取組事項が先進的であるなど、総合的に判断して、優良である事業者を公表することとする。

#### 5 その他

本調査は、行政処分及び監査を行うことを目的として実施するものではない。

別添

国自旅第266号の2  
平成28年12月27日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し、調査協力について周知されたい。

## 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査等取扱要領

### I. 目的

本取扱要領は、自動車局長通達「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）（平成28年12月27日付け国自旅第266号、以下「本省通達」という。）に基づく、調査等の実務上の取扱を定め、調査等を円滑かつ効率的に実施することにより、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することを目的とする。

### II. 実施時期

運輸支局は、原則として、毎年2月上旬までに、特定地域・準特定地域のタクシー協会及び協会未加盟事業者に対して調査依頼の通知を発出する。

### III. 調査対象事業者

調査対象事業者は、II.により調査依頼の通知を開始する時点において特定地域・準特定地域として指定されている地域内に営業所を有する全ての一般乗用旅客自動車運送事業者（都市型ハイヤーのみを保有する事業者、福祉輸送サービス限定事業者及び1人1車制個人タクシー事業者を除く。）とする。

ただし、事業休止中の事業者を除くこととする。

### IV. 調査の実施

#### (1) タクシー協会に加盟する事業者

- ① 運輸支局は、協会に対し、別添1-1により調査依頼を行う。
- ② 協会は、加盟事業者に対し、調査票（本省通達別紙様式1及び本省通達別紙様式2）を送付し、調査を実施する。
- ③ 協会は、調査結果を別添2-1～5（本省通達別紙様式1の集計）及び別添3（本省通達別紙様式2の集計）により集計し、別添4（報告未提出事業者一覧）、個別事業者の調査票とともに以下の期限までに運輸支局に報告を行う。

（別紙様式1関係）別添2-1～5、別添4及び調査票 毎年6月10日

（別紙様式2関係）別添3、別添4及び調査票 毎年5月10日

#### (2) タクシー協会未加盟事業者

- ① 運輸支局は、協会未加盟事業者に対し、別添1-2により調査依頼を行うとともに、調査票（本省通達別紙様式1及び本省通達別紙様式2）を送付する。
- ② 協会非加盟事業者は、以下の期限までに運輸支局に報告を行う。

様式1 毎年5月20日

様式2 毎年4月20日

### V. 報告内容の確認・集計等

#### (1) 報告内容の確認

- ① 運輸支局は、IV.により実施した調査の提出状況を別添2-1～5、別添3及び別添4により集計する。

なお、協会非加盟事業者のうち、期限までに報告のない事業者に対しては、電話等により提出の督促を行う。

(2) 報告内容の集計等

- ② 運輸支局は、報告内容を集計し、毎年6月20日までに、別添2-1~5、別添3及び別添4の電子ファイル及び個別事業者の調査票を自動車交通部旅客第二課に送付する。
- ③ 自動車交通部旅客第二課は、毎年6月30日までに、本省が指定する様式及び方法により本省自動車局旅客課に調査結果を報告する。

- (3) 本省通達Ⅱ1(1)及び(2)関係の集計等(輸送実績報告書・事業報告書に基づく調査)  
本省が指定する様式及び方法に基づき対応する。

VI. 協議会への調査結果の報告

協会は、IV.(1)により実施した調査結果のうち、活性化事業に関するものを別添5により集計し、毎年5月10日までに特定地域・準特定地域協議会の構成員に事前報告する。

VII. 計画的な活性化の促進(本省通達Ⅱ2(2)関係)

(1) 協議会との連携等

運輸局及び運輸支局は、計画的な活性化を促進する観点から、下記(2)の手順を参考として、協議会における目標値の設定等が円滑に行われるよう、関係者と連携を図る。

(2) 協議会における目標値の設定等の手順

- ① 協会は、VI.の協会からの報告を受け、活性化事業の項目毎に、目標値を設定(平成30年度以降は、必要に応じて新たな目標値を設定)する。  
なお、目標値については、年度末時点で達成すべき目標値(平成29年度においては、平成29年度末時点で達成すべき目標値)又は中・長期的な目標値のいずれかを設定する。
- ② 協会は、①により設定した目標値を、毎年6月末までに国土交通省に書面により報告する(書面の提出は、運輸支局及び運輸局を経由するものとする。)  
なお、上記の書面提出は、地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができる。
- ③ 協会は、新たな目標の設定に当たっては、必要に応じて利用者アンケートを実施する。

## 各事業者の削減車両数の算出方法

### 県南中央交通圏全体削減率の算出

(1)	基準車両数の 合計(※1)	適正車両数の上限 (※2)		県南中央交通圏 全体削減車両数
	2812	2399	=	413
(2)	県南中央交通圏 全体削減車両数	基準車両数の 合計(※1)		各社の削減率
	413	2812	=	14.69%

※1:各事業者の基準車両数のうち最大車両数の合計

※2:適正車両数公示(28年7月15日付け)による上限

※3:各事業者が基準車両数より取り組んできた削減率の実績

小数点以下については、第5位を四捨五入して第4位まで求めている

### 各事業者の削減車両数の算出

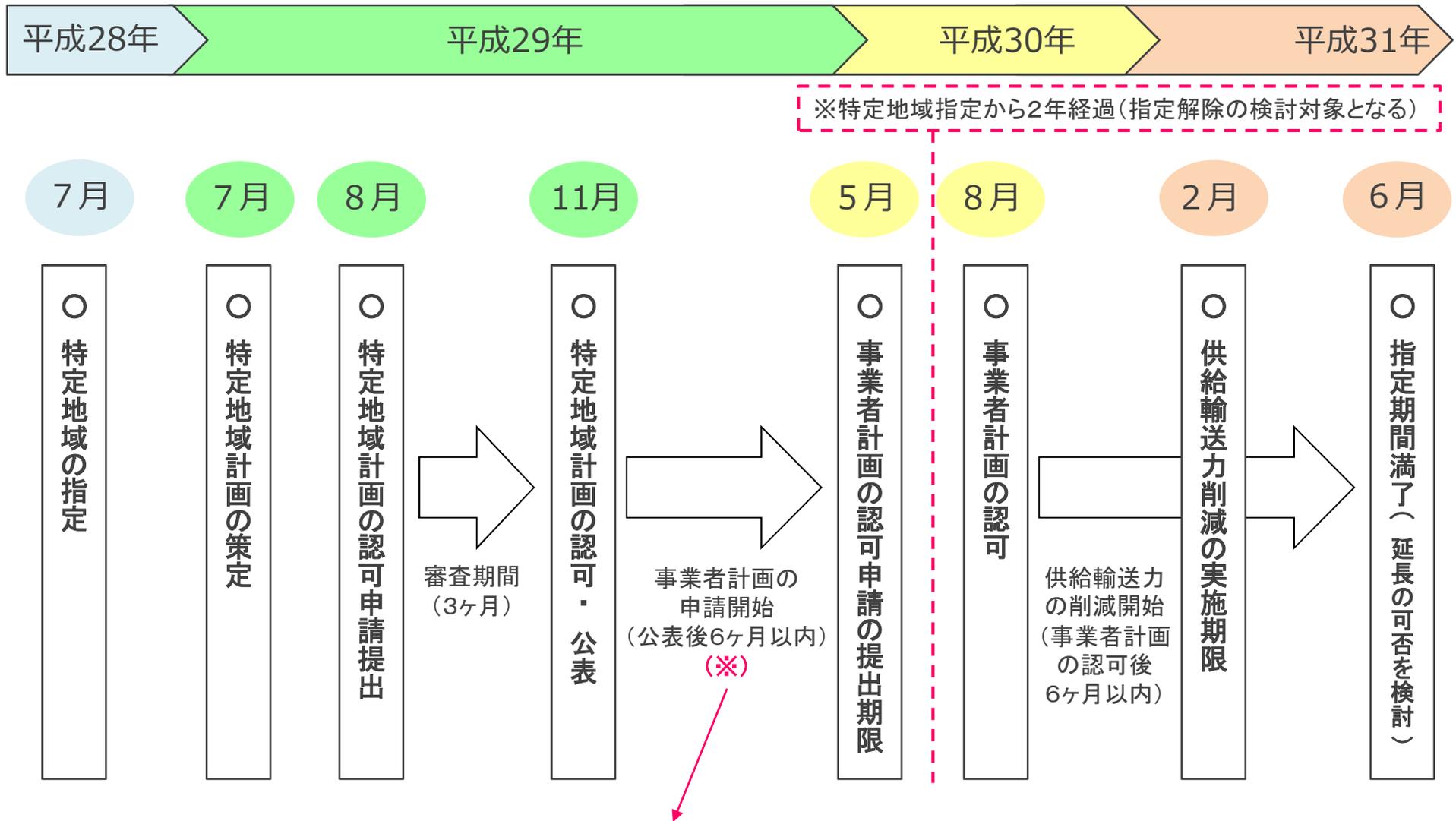
(例)基準車両数:45両、タクシー現在車両数:40両の場合)

(1)	基準車両数①もしくは②の いずれが多い車両数	−	タクシーの現在保有車両数	=	実績削減車両数	
	45	−	40	=	5	
(2)	実績削減車両数	÷	基準車両数①もしくは②の いずれが多い車両数	=	実績削減率(※3)	
	5	÷	45	=	0.1111	
(3)	各社の削減率	−	実績削減率(※3)	=	削減率	
	0.1469	−	0.1111	=	0.0358	
(4)	基準車両数①もしくは②の いずれが多い車両数	×	削減率	=	各事業者削減目標 <sup>※</sup>	切り捨て
	45	×	0.0358	=	1.6110	≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>



# 特定地域指定後における供給輸送力削減の流れ

参考資料4



**(※)事業者計画の認可申請が早期に提出されれば実施時期も早まります！！**

(例示) 平成29年12月に事業者計画が提出された場合、平成30年3月に認可、平成30年9月が供給輸送力削減の期限となります。

## 公 示

### 特定地域計画の認可基準について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）第8条の2に基づく特定地域計画を認可する際の認可基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

#### 記

#### 1 認可

- (1) 特定地域計画の認可申請書（法第8条の2第4項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第3条の4の規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る特定地域計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で認可を行うものとする。
- (2) (1)の認可をする場合、法第8条の2第4項及び施行規則第3条の4に規定するもののほか、その他必要な書類の提出を求めるものとする。
- (3) 認可を受けた特定地域計画（以下「認可特定地域計画」という。）の変更の認可に当たっては、認可特定地域計画の変更の認可申請書（施行規則第3条の3第2項及び第3項の規定により提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る認可特定地域計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で変更の認可を行うものとする。  
当該変更の認可をする場合については、(2)の規定を準用する。
- (4) (1)及び(3)の審査に要する標準的な期間は、3ヶ月とする。

#### 2 認可方針

法第8条の2の規定を踏まえ、特定地域計画の認可方針を以下のとおりとする。

- (1) 特定地域計画の認可の申請者

法第8条第1項の規定に基づく協議会（以下同じ。）であること。

(2) 特定地域計画に定める事項

① 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の公共交通機関としての役割や責務、当該特定地域におけるタクシー事業の現況及び取組みの方向性等、タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針が定められているものであること。

② 特定地域計画の目標

供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該特定地域において生じている問題及びそれらの問題を解消等するための目標が定められているものであること。

③ 当該特定地域において削減すべきタクシー事業の供給輸送力

②の特定地域計画の目標に即し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下同じ。）の総台数及び別途公示する当該特定地域において適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）、その他必要な書類等を勘案し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数が適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、当該特定地域において削減すべき供給輸送力（事業用自動車の減車又は営業方法の制限によるもの。以下同じ。）が定められているものであること。

④ 当該特定地域計画において行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減の方法

当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が確実に遂行するため適切に定められているものであること。具体的には、当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法が実施可能なものであって、かつその実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであることが確認できるものであること（⑥について同じ。）。

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、協議会の構成員による確認や事業者同士が相互に確認ができる体制の構築等について、具体的な方法が記載されていること。

また、実施時期については、逐次、事業用自動車の削減の状況の検証が行えるよう、短期（1年以内）、中期（指定期間内）等、極力詳細に設定するものとする（⑥について同じ。）。

⑤ 当該特定地域に営業所を有する各事業者（法第2条第2項に規定する一般

乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業者」という。)が行うべき  
タクシー事業の供給輸送力

③の当該特定地域において削減すべき供給輸送力のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々削減すべき供給輸送力、又は特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数規模ごとに削減すべき供給輸送力が定められているものであること。

⑥ 当該特定地域内に営業所を有する各タクシー事業者が行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減方法

④の当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が定められているものであること。

⑦ その他当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項

①のタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即した事項が定められていること。

当該要件との適合性を判断するに当たり、タクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即しているかについては、特定地域計画の内容から総合的に判断するものとする。

(3) 特定地域計画に定めることができる活性化措置

当該特定地域におけるタクシー事業の活性化を推進するために行うもの、又はタクシー事業の譲渡又は譲受け及びタクシー事業者たる法人の合併又は分割等経営の合理化に資するものであること。

当該要件との適合性を判断するに当たっては、特定地域計画に定める活性化措置の内容が、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに輸送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、タクシー事業の活性化に資する事業であることが説明されることをもって判断するものとする。

(4) 基本方針との整合性

特定地域計画に定める事項が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年国土交通省告示第1036号。以下「基本方針」という。）」に照らし適切なものであること。

特に、基本方針において、供給輸送力の削減の実施に当たり、地域公共交通としての機能を十分に発揮できる地域の需要に応じた適切な供給量とするために必要かつ最小限度の供給輸送力の削減を実施することが重要である旨が記述されていることから、特定地域計画に定める供給輸送力の削減の実施が、適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数であって、当該地域の需要に応じた適切な供給量となっていること等を確認することとす

る。

また、活性化措置を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要である旨が記述されていることから、輸送需要に対応した合理的な運営、法令の遵守の確保、運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓、又はタクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割が設定されている場合には、活性化事業の効果を高めるのに有効であるかの観点から、地域のニーズ等に応じ、特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業が適切に設定されていること等を確認することとする。

なお、供給輸送力の削減の実施に当たっては、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第8条第3号）附則第8条の規定に基づき、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第13条第1項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われたタクシー事業の供給輸送力の減少の実績が勘案され、当該特定地域におけるタクシー事業者間の適正かつ公平な供給輸送力の削減が設定されていることを確認することとする。

(5) 地域交通に関する計画との整合性

特定地域計画に定める事項が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。

当該要件との整合性を判断するに当たっては、法第8条の2第4項の規定に基づき添付する書面により、特定地域計画に定める内容が、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るものであって、地域公共交通の活性化及び再生に資する事業であることか判断することとする。

なお、法第8条の2第4項の規定に基づき添付する書面は、協議会会長の自署による宣誓書とする。

(6) 法第8条の2第5項第3号に定める要件との適合性

施行規則第3条の4第2号に規定する添付書類により、協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計を確認し、同条第3号に規定する添付書類により、当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数を確認の上、前述の事業用自動車の台数の合計が、後述の事業用自動車の総台数の3分の2以上であることを確認することとする。

(7) 独占禁止法との関係性

特定地域計画に定める供給輸送力及びその削減の方法が、供給過剰の状況を是正するために必要かつ最小限度の範囲内のものであって、特定のタクシー事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ当該特定地域内のタクシー事業者間で、適正な競争が確保され、タクシーの利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 認可特定地域計画の変更命令等

認可特定地域計画が認可後の社会経済情勢の変化等により、2に掲げる認可方針うち(4)、(5)又は(7)に適合しないものとなった場合は、特定地域計画の認可を受けた協議会(以下「認可協議会」という。)に対し、当該認可特定地域計画の変更を行うよう命ずることとし、認可協議会が命令に従わないときは、その認可を取り消すこととする。

附 則

本公示は、平成26年1月27日以降処分するものから適用する。

## 公 示

### 事業者計画の認可基準について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第8条の7に基づく事業者計画の認可基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

#### 記

#### 1 認可

- (1) 事業者計画の認可申請書（法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第3条の9第2項から第5項までの規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る事業者計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で認可を行うものとする。
- (2) (1)の認可をする場合、施行規則第3条の9第2項から第4項までに規定するもののほか、必要に応じ、登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めるものとする。
- (3) 認可を受けた事業者計画（以下「認可事業者計画」という。）の変更の認可に当たっては、認可事業者計画の変更の認可申請書（施行規則第3条の10第2項に規定する添付書類及び施行規則第3条の10第3項の規定により準用する施行規則第3条の9第2項から第5項までの規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る認可事業者計画が下記2「認可方針」に適合していることを確認した上で変更の認可を行うものとする。  
当該変更の認可をする場合については、(2)の規定を準用する。この場合において、(2)中「施行規則第3条の9第2項から第4項まで」とあるのは、「施行規則第3条の10第3項において準用する施行規則第3条の9第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。
- (4) (1)及び(3)の審査に要する標準的な期間は、3ヶ月とする。

#### 2 認可方針

法第8条の7の規定を踏まえ、事業者計画の認可基準を以下のとおりとする。

(1) 事業者計画の認可の申請者

- ① 法第8条第1項の規定に基づく協議会（以下「協議会」という。）が認可特定地域計画（法第8条の2に規定する認可特定地域計画をいう。以下同じ。）を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「合意事業者」という。）であること。
- ② 活性化措置の実施主体として認可特定地域計画に定められた合意事業者であること。

(2) 事業者計画の認可の取得期限

合意事業者は、関東運輸局長が認可特定地域計画の内容等の公表後、6月以内に事業者計画を作成し、認可を受けること。

(3) 事業者計画に定める事項

- ① 各合意事業者が行う減車又は営業方法の制限により削減する一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力
- ② 各合意事業者が行うタクシー事業の供給輸送力の削減の方法
- ③ 各合意事業者が行う減車又は営業方法の制限により削減するタクシー事業の供給輸送力の削減の実施時期、事業用自動車の運転者（以下「タクシー運転者」という。）の労働条件、事業者計画の作成時及び実施後における事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車をいう。以下「タクシー車両」という。）の数又は営業方法、その他各合意事業者が行うタクシー事業の供給輸送力の削減に関し必要な事項

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、作成時における営業方法及び実施後における営業方法のほか、その表示に関する事項

- ④ 認可特定地域計画において活性化措置の実施主体とされた合意事業者にあっては、当該活性化措置の内容、実施時期、実施に必要な資金の額及びその調達方法、活性化措置の効果その他施行規則第3条の7及び第3条の8に規定する事項

(4) 認可特定地域計画との整合性

事業者計画に定める事項が、認可特定地域計画に照らし適切なものであること。

特に、認可特定地域計画に定める削減すべき供給輸送力及びその削減の方法が、供給過剰の状況を是正するために必要かつ最小限度の範囲内のものであって、特定の一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業者」という。）に対し不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ旅客の利益を不当に害することのないようにしなければならない旨が記述されていることから、供給輸送力の削減が必要以上に過大でないこと、保有車両数の規模により供給輸送力の削減を決めるなどして特定のタクシー事業者に偏っていないこと、多数の事業者が需要の多い曜日に偏った営業方法の制限を行わないことなどが具体的な内容に照らし、適切なものであることが確認できるものであること。

(5) 供給輸送力削減の确实遂行性

事業者計画に定める事項が認可特定地域計画に定める減車又は営業方法の制限に

よるタクシー車両の削減（以下「供給輸送力の削減」という。）を確実に遂行するため適切なものであること。

具体的には、事業者計画に定める供給輸送力の削減について、地域公共交通としての機能を十分に発揮でき、地域の需要に応じた適切な供給量とするため必要かつ最小限度の供給輸送力であって、減車による供給輸送力の削減、特定の曜日等の営業方法を制限することによる供給輸送力の削減について、施行規則第3条の7第3号又は第4号に定める事業者計画の作成時及び実施後におけるタクシー車両の数又は営業方法が具体的に定められ、かつ、その方法及び実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであることが確認できるものであること。

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、協議会の構成員による確認や事業者同士が相互に確認ができる体制の構築及び営業方法の表示に関する事項について、具体的な方法が記載されていること。

また、実施時期については、短期（1年以内）、中期（特定地域の指定期間内）等、逐次、供給輸送力の削減の実施状況の検証が行えるものであることが確認できること。

#### (6) 道路運送法の基準との適合性

事業者計画に定める事項が道路運送法第15条第1項に規定する事業計画の変更の認可又は同法第36条第1項に規定するタクシー事業の譲渡又は譲受けの認可若しくは同条第2項に規定するタクシー事業者たる法人の合併又は分割の認可を要するものである場合は、その内容が同法第6条各号に掲げる基準に適合するものであること。

当該要件との適合性は「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）に係る認可申請等の審査基準について」に定める基準等、既存の関連する公示等に定める基準に適合することをもって判断するものとする。

#### (7) 活性化措置の確実遂行性

認可特定地域計画に定められた活性化措置を確実に遂行するため適切なものであって、認可特定地域計画に基づくタクシー事業の活性化、又はタクシー事業の譲渡又は譲受け及びタクシー事業者たる法人の合併又は分割を推進するためのものであること。なお、具体的には以下の①から③までに掲げる事項が確認できるものであること。

- ① 当該事業者計画に定める活性化措置の内容が輸送需要に対応した合理的な運営、法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もってタクシー事業の活性化に資する事業であることを認可特定地域計画の内容から総合的に判断できるものであって、当該活性化措置に関連して実施される事業が実施可能であることが合理的に判断できるものであること。

また、施行規則第3条の8の規定に基づいて事業者計画に記載する「実施に伴う労務に関する事項」等により、事業者計画に定める譲渡又は譲受け及び合併又は分割の実施が、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することとならないこと等を確認することとする。

- ② 事業者計画に定める活性化措置の実施時期が具体的な内容に照らし適切なもの

であること。

なお、実施時期については、短期（１年以内）、中期（特定地域の指定期間内）等、逐次、供給輸送力の削減の実施状況の検証が行えるものであることが確認できること。

- ③ 事業者計画に定める活性化措置の実施に必要な資金の見積もり及びその調達方法が適切なものであること。

### 3 認可事業者計画の変更命令等

- (1) 合意事業者が正当な理由がなく、特定の曜日等の営業方法を制限することによる供給輸送力の削減を定めた事業者計画の認可を受けないときは、当該合意事業者に対し、事業者計画の認可を受けるべきことを命ずるものとする。
- (2) 事業者計画の認可を受けた合意事業者（以下「認可合意事業者」という。）が正当な理由がなく、認可事業者計画（法第8条の7第1項により認可を受けた事業者計画をいう。以下同じ。）に従って減車による供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、営業方法の制限のみによる供給輸送力の削減を定めたものに関し、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更を行うよう命ずるものとする。
- (3) 認可合意事業者が正当な理由がなく、認可事業者計画に従って特定の曜日等の営業方法を制限することによる供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って営業方法の制限による供給輸送力の削減を行うべきことを命ずるものとする。
- (4) 認可事業者計画に活性化事業が定められている場合であって、認可合意事業者が正当な理由がなく、当該認可事業者計画に従って活性化事業を実施していないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って活性化事業を実施すべきことを勧告するものとする。
- (5) 認可事業者計画の内容が、認可後の社会経済情勢の変化等により、上記2に掲げる認可方針に適合しないものとなったと認めるときは、営業方法の制限のみによる供給輸送力の削減を定めたものに関し、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更を命ずるものとする。

### 附 則

本公示は、平成26年1月27日以降処分するものから適用する。

## 公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号・以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する供給輸送力の削減の算定方法の目安について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

### 記

第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。  
そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率  
減 車 率：減車による供給輸送力の削減率  
営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法

が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率×0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率×0.2 + 木曜日収入率×0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が関東運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、上記2. 以外の方法により実施することもできることとする。

第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

3. 2. による新規登録等は、以下の①～④のいずれかの車両（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。

① ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）

② 電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー

③ 燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー

④ 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）における補助対象機器（ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。）を搭載している初度登録車両（車両法第7条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。）のタクシー

ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からU

D車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に2. による新規登録等を行う場合又は、第3による営業方法の制限を行う場合を除き、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下「減車届出」という。）がなされたものとして取り扱われる旨を記載しなければならない。

第3 準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。
2. 1. の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。
  - ① 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成20年7月11日付け関東運輸局長等公示）」に基づく特定特別監視地域（以下、単に「特定特別監視地域」という。）から改正前の法に基づく特定地域（以下、「旧特定地域」という。）及び準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、特定特別監視地域指定日からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。
  - ② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。）

対象事業者は、旧特定地域指定日からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。
  - ③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以降、1年間の当該地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。
  - ④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、事業の廃止及び許可の取消しによる減車分は含めないこととする。
3. 地域指定解除までの間、1. により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。
4. 3. による新規登録等はUD車両等に限り行うことができる。

ただし、平成28年11月4日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

5. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第11条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、関東運輸局長の認定を受けなければならない。
  - ① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を2. の車両数を限度として実施すること。
  - ② 1. による抹消登録等及び3. による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。(区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。)
  - ③ 準特定地域指定が解除(特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下同じ。)された時点において、1. による抹消登録等を行った車両のうち、3. による新規登録等を行わなかった車両については、減車届出がなされたものとして取り扱われること。
6. 特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、1. による抹消登録等を行った車両については、第2による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第2 4. の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間に第2 2. による新規登録等を行う場合又は第3による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。
7. 準特定地域指定が解除された後6ヶ月を経過するまでの間に、5. ③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け関東運輸局長等公示)」3⑬の規定は適用しない。

第4 上記、第2及び第3の規定に基づいて、抹消登録等を行った場合は輸送実績における実在車両数から除くものとする。

第5 上記、第3に規定する関東運輸局長が定める割合は、別添のとおりとする。

附 則(平成28年4月11日一部改正)  
本公示は、平成28年4月11日から適用する。

附 則(平成28年11月4日一部改正)  
本公示は、平成28年11月4日から適用する。

附 則（平成29年 3月30日一部改正）  
本公示は、平成29年 3月30日から適用する。

(別添)

準特定地域において実施された減休車として関東運輸局長が定める割合(減休車率)

都道府県	営業区域 (交通圏)	減休車率(%)
東 京	特 別 区 ・ 武 三	16.98
	北 多 摩	13.20
	西 多 摩	12.55
神 奈 川	県 央	10.84
	湘 南	9.32
	小 田 原	12.82
千 葉	市 原	12.69
埼 玉	県 南 東 部	10.61
	県 南 西 部	9.91
	県 北	15.90
群 馬	東 毛	15.42
群 馬 ・ 埼 玉	中 ・ 西 毛	9.30
茨 城	県 北	9.92
	水 戸 県 央	10.40
	鹿 行	0.00
	県 南	12.07
	県 西	14.04
栃 木	県 南	15.44
	塩 那	11.88
山 梨	甲 府	16.07